

島しょ健康危機管理対策協議会設置要綱

6 島保総第 251 号
令和 6 年 10 月 23 日

(目的)

第 1 島しょ保健医療圏における新興・再興感染症、大規模食中毒、N B C 災害等の健康危機に対し、未然防止策及び発生時対策等を協議するとともに関係機関の連携を図るため、島しょ健康危機管理対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 協議会は、次の事項について協議及び調整等を行う。

- (1) 健康危機対処計画に関する事項
- (2) 健康危機の未然防止及び訓練に関する事項
- (3) 健康危機発生時における役割分担及び協力体制に関する事項
- (4) その他、健康危機管理に関する事項

(構成)

第 3 協議会は、町村の代表、警察・消防機関の代表、保健医療機関等の代表等のうちから、東京都島しょ保健所長（以下「所長」という。）が委嘱する委員で構成する。

(委員の任期)

第 4 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 当該委員が欠けた場合におけるその後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により選任する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第 6 協議会に、必要に応じ、部会を設置することができる。

2 部会の設置及び運営に関する事項は、別に定める。

(招集等)

第 7 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第8 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は原則として公開する。ただし、会長は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開する場合においては、会長又は所長は、必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第9 協議会の事務局は、島しょ保健所に置く。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。